

(重要)

サビ管・児発管実践研修の受講をご検討される方へ

R6.4

令和6年度にサービス管理責任者実践研修・児童発達支援管理責任者実践研修の受講をご検討される方のうち、以下表の③に該当し、相談支援従事者初任者研修（講義部分）が未修の方は、本講義の修了が必須です（サビ管・児発管実践研修の申し込み時に修了証明書の添付が必要）。

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を希望される方は、現在募集をしております。島根県福祉人材センターホームページ、研修情報 No. 55「相談支援従事者初任者研修【前期日程のみ】」を別途申し込み（受講）ください。

実践研修受講対象者：①から④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当する方で、事前課題の作成が可能な方

①	サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者。
②	サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講開始日において既に実務経験者（サービス管理責任者等として従事することができる年数をいう）であって、サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所において通算して6ヶ月以上、個別支援計画作成に係る一連の業務に従事した者。 (事前に指定権限のある県または松江市に「個別支援計画の作成の業務に関する届出書」の提出があること)
③	平成31年4月1日において、旧カリキュラム（平成30年度以前）のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、同日以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となった者(①に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又は②に定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る)。
④	サービス管理責任者等研修（更新研修）修了後、定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかった者（①に定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又は②に定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない）。
⑤	サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事しているまたは従事しようとする者。

No. 55 相談支援従事者初任者研修 申込締切 5月10日（金）17時まで